

申立書に添付する戸籍全部事項証明書等の返却を希望される方へ

申立書に添付する戸籍全部事項証明書等の返却を希望される場合には、①原本還付申請書（別紙様式）、②戸籍全部事項証明書等の原本、③戸籍全部事項証明書等の写しをあわせて裁判所に持参又は郵送してください。

- ※ 原本のみを提出された場合には、原本を返却することができません。
- ※ 法令で原本の提出が求められている場合など、返却が認められない場合があります。
- ※ 写しを作成する場合には、原本の全てのページをコピーしてください。
- ※ 返却時期が事件終了後になることもあります。
- ※ 原本返却後であっても、裁判官の判断により改めて原本の確認のための提
供を求められることがあります。
- ※ 郵便による返却を希望される場合には、返却費用（郵便切手）を同封してください（必要な郵便料金については郵便局にお問い合わせください。）。